

2024年4月22日
岐阜県 JA ビジネスサポート株式会社

液石法改正に関する自己適合宣言

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布されました。(改正内容は以下の通りです)JA ビジネスサポートは改正省令を順守します。

【改正事項】

1:過大な営業行為の制限

LP ガス事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- (1)正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- (2)消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LP ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

2:三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)

消費者に不透明なかたちで、LP ガスとは関係ない費用等が LP ガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- (1)基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底
 - (2)電気エアコンやインターホン、Wi-Fi 機器等、LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
 - (3)賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
- (注)上記(1)は準備が整い次第、順次。上記(2)及び(3)は新規契約のみ適用
(既存契約は早期移行努力義務)

3:LP ガス料金等の情報提供

集合住宅の場合、入居後は事実上 LP ガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前に LP ガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

- (1)入居希望者への LP ガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
- (2)入居希望者から LP ガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

施行時期

上記 1 及び 3: 2024 年 7 月 2 日施行

上記 2: 2025 年 4 月 2 日施行